

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成29年8月4日（平成29年（行情）諮問第324号）

答申日：平成29年10月30日（平成29年度（行情）答申第276号）

事件名：特定土地に関する国有財産有償貸付合意書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月22日付け近財統-1第278号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、真正な契約書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び補正に係る回答書によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

特定年月日 a 締結（特定文書番号 a）。特定年月日 b 締結（特定文書番号 b）の相手先は特定所在地。特定学校法人，理事長（黒塗りのため氏名不詳）と開示されているが当該学校法人は理事長一名で構成され学校法人成立要件を充足しておらず、架空の学校法人と認識し、その契約書にもつ疑問を否定できないことを請求の趣旨及び理由とする。

##### （2）補正に係る回答書

特定学校法人は法根拠を有しておらず別途契約書が存在すると認識するため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

（1）平成29年2月23日，法4条に基づき，審査請求人から処分庁に対し，本件請求文書について開示請求が行われた。

（2）これに対して，処分庁は，法9条1項の規定に基づき，平成29年3

月 22 日付近財統一 1 第 278 号により、契約相手方の印影及び署名を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

(3) この原処分に対し、平成 29 年 5 月 2 日、行政不服審査法 2 条に基づき、審査請求が行われたものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書は、国有財産の貸付又は売払いの際に、近畿財務局と契約相手方との間において交わされた正規の契約書であり、本件対象文書のほかに別途契約書が存在し、処分庁が保有しているとされる事情は認められない。

また、審査請求人の主張は、上記の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、処分庁が法 9 条 1 項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 29 年 8 月 4 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 31 日 審議
- ④ 同年 10 月 18 日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月 26 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する決定（原処分）を行い、その上で、別紙の 3 に掲げる文書を一部開示した。

これに対し、審査請求人は、別紙の 3 に掲げる文書は学校法人の成立要件を充足していない架空の学校法人を契約の相手方とするものであるため、他に特定されるべき真正な契約書があるはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

### 2 原処分の妥当性について

(1) 別紙の 3 に掲げる文書は、①国と特定学校法人とが特定土地について借地契約を締結したことを内容とする、特定年月日 a 付け特定文書番号 a 「国有財産有償貸付合意書」と題する文書及び②国と特定学校法人とが特定土地について売買契約を締結したことを内容とする、特定年月日 b 付け特定文書番号 b 「国有財産売買契約書」と題する文書であると認

められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、原処分において特定した本件対象文書には、具体的には別紙の3に掲げる文書が該当し、これらは正規の文書であって、これらの文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない旨説明する。

- (2) 当審査会において、別紙の3に掲げる文書について、不開示とされた部分を含めてその内容を見分し、併せて諮問庁から提示を受けた特定学校法人に係る履歴事項全部証明書の記載内容と対照したところ、その体裁や記載内容に、これらが正規の契約書でないことをうかがわせる形跡は認められない。
- (3) 審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、別紙の3に掲げる文書に記載された特定学校法人は理事長1名で構成されているため学校法人の成立要件を充足していない旨主張している。

この点、私立学校法35条1項では、学校法人には役員として理事5人以上及び監事2人以上を置かなければならないとされているところ、上記(2)の履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」には「理事長」として特定個人の氏名等が記載されているのみであるが、組合等登記令(昭和39年政令第29号)1条及び2条2項によれば、学校法人については「代表権を有する者の氏名、住所及び資格」などの事項を登記すれば足りるのであるから、履歴事項全部証明書に上記記載がされているのみであることは、特定学校法人が同法35条の要件を欠くものであることを意味するものではない。

- (4) そのほか、別紙の3に掲げる文書は正規の契約書であり、これらの外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明を否定するに足る事情は認められない。
- (5) したがって、近畿財務局において、別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

処分庁は、別紙の1及び2のとおり、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる2文書を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名としてそれら2文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、一部開示した決定については、近畿財務局において、別紙の3に掲げる文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 本件請求文書

特定土地を特定市の特定学校法人と特定年に締結し解除した借地契約書  
及びその後、締結した売買契約書

### 2 本件対象文書

特定土地を特定市の特定学校法人と特定年に締結し解除した借地契約書  
及びその後、締結した売買契約書

### 3 原処分に基づき一部開示された文書

(1) 特定年月日 a 付け特定文書番号 a 国有財産有償貸付合意書

(2) 特定年月日 b 付け特定文書番号 b 国有財産売買契約書